質問第八二号

ビール、発泡酒等の酒税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十二月十日

参議院議長　江田五月殿

水戸将史

ビール、発泡酒等の酒税に関する質問主意書

ビール、発泡酒は庶民に愛飲されている低アルコール飲料で全酒類消費量に占める割合も高い。その一方でビール大瓶の四十六・二パーセント、発泡酒一缶の三十五・五パーセントを酒税が占め、他の酒類との比較や諸外国のビール酒税に比べて突出して高いとの指摘も出されている。

こうした事実を踏まえ、以下質問する。

一　ビールは当初高級品であったため高い税率が課せられていたが、政府は今でもビールは高級品との認識を持っているのか明らかにされたい。

二　ビール、発泡酒は国内の他の酒類に比べ突出して税率が高いとの指摘があるが、この指摘を政府はどう認識しているのか明らかにされたい。

三　日本のビール酒税はドイツの十七倍、米国の九倍と言われている。国際比較上、消費者に対するこの格差は妥当と考えるのか。政府の認識を明らかにされたい。

四　日本の酒税は従量税が基本となっているが、諸外国に見られるようにアルコール度数に応じた税制にすべきとの指摘もある。アルコール度数に応じた酒税にした場合、現行の各酒類の酒税はどのようになるの

か明らかにされたい。

また、アルコール度数に応じた酒税の是非について、第一六四回国会の衆議院財務金融委員会（平成十八年二月二十七日）において、竹本財務副大臣が「酒類の消費態様や生産、消費の動向なんかも踏まえないといけない」と答弁しているが、アルコール度数に応じた酒税にするとどのような不都合が生じるのか明らかにされたい。

右質問する。